

# 平成27年度 事業計画書

(平成27年4月1日～平成28年3月31日)

平成27年3月25日現在

公益社団法人兵庫県聴覚障害者協会

〒650-8691

兵庫県神戸市中央区相生町2-2-8 新神戸ビル東館2階

TEL: 078-371-5613

FAX: 078-371-0277

メール: [info@hyogodeaf.com](mailto:info@hyogodeaf.com)

【平成27年度活動方針】

**1、県下に地域聴覚障害者センターの実現及び淡路ふくろうの郷の事業拡充をめざす取り組みを進めよう**

**2、手話言語法(仮称)手話言語条例制定に向けた取り組みを進めよう**

**3、兵庫に聴覚障害者関連事業所の実現と拡充をさせよう**

- (1) 県下に地域の拠点となる聴覚障害者センターブランチの設立を
- (2) 社会福祉法人ひょうご聴覚障害者福祉事業協会との連携強化を

**4、聴覚障害者の福祉向上のための運動を拡げていこう**

- (1) 日常生活における情報保障やユニバーサル社会に向けての取り組みを
- (2) 災害から聴覚障害者の命を守るための防災及び緊急通報支援体制の確立を
- (3) ろうあ者相談員を拡充し、相談活動の充実と社会的身分保障を
- (4) 聴覚障害者が利用できる社会資源の創出と事業の創意工夫を
- (5) 労働と生活及びろう教育におけるろうあ者問題の取り組みの強化を
- (6) 県内の聴覚障害者団体、関係団体との連携と統一の運動を
- (7) 重複聴覚障害者の生活と働く場の保障を
- (8) 全国手話検定試験を普及させ、県民に手話や聴覚障害について理解促進を

**5、手話通訳制度を充実させよう**

- (1) 県下のすべての地域で養成・認定・設置・派遣の展開を
- (2) 手話通訳者養成講座の系統的な実施を
- (3) 手話奉仕員・手話通訳者養成のためのろう講師養成の強化を
- (4) 手話通訳についての正しい理解と啓蒙を
- (5) 講師を増やそう

**6、県立聴覚障害者情報センターの事業を拡大発展させよう**

- (1) センター事業の拡充と運営費の確保を
- (2) 相談体制の充実と相談員の常勤化を
- (3) 県立施設及び県下の聴覚障害者関連施設との連携とネットワークの強化を
- (4) 聴覚障害者の生活ニーズに対応した事業の展開を

**7、ひょうご聴覚障害者介護支援センターの事業を拡大発展させよう**

- (1) 運営の安定を目指し、利用者及び家族が安心して利用できる事業所を
- (2) 聴覚障害者及び家族が求めるヘルパーの人員拡大と質の向上を図ろう
- (3) 聴覚障害者が安心して利用できる介護保険制度への取り組みを図ろう
- (4) 手話のできるホームヘルパーや介護支援センターの必要性の啓蒙を図ろう
- (5) 県下全域にサービス提供が行き渡るよう行政及び関係機関へ働きかけよう

## 8、たじま聴覚障害者センター、はりまふくろうの家にしのみや聴覚障害者センターの事業拡大発展させよう

- (1) 運営の安定と事業の拡充を
- (2) 聴覚障害者が安心して利用できる障害者総合支援法への取り組みを

## 9、聴覚障害者が安心して暮らせる情報保障を求めていこう

- (1) 手話通訳・字幕挿入番組の拡充を
- (2) 災害時、緊急時の聴覚障害者への情報保障を
- (3) CS障害者放送専用受信機「アイ・ドラゴン3」の普及を

## 10、広報活動を強化しよう

- (1) 「ろうあ兵庫」の内容の充実を
- (2) 当協会ホームページの内容の充実を
- (3) 出版物「季刊MIMI」、「奉仕員・通訳者養成テキスト」「手話学習辞典」「新しい手話」シリーズなど、手話や聴覚障害者に関する書籍のPRを積極的に県民の中に広げ、手話に対する理解を広める
- (4) 日本聴力障害新聞購読者を増やそう（目標1200部）

## 11、調査及び研究活動をすすめよう

- (1) 聴覚障害者の生活ニーズの把握及び福祉・労働の現状に関する調査を
- (2) 兵庫の手話に関する保存と研究を

## 12、主催及び全国・近畿の 主管行事を成功させよう

- (1) 第33回兵庫県ろうあ者大会（平成27年6月21日（日）・豊岡市）
- (2) 第29回近畿ろうあ者将棋大会（平成27年7月19日（日）・神戸市）
- (3) 第41回兵庫県ろうあ者新年大会兼成人祝いのつどい  
（平成28年1月17日（月・祝）・姫路市）
- (4) 第1回兵庫県ろうあ者討論会（平成28年11月7～8日（日）・未定）

## 13、公益社団法人兵庫県聴覚障害者協会 をますます充実・発展させよう

- (1) 運営と財政の安定を
- (2) 公益社団法人兵庫県聴覚障害者協会会員とのさらなる連携を
- (3) 活動者養成のための学習会の実施を
- (4) 各地域における聴覚障害者関連施設の設立を
- (5) 会員850人達成をめざして組織強化を
- (6) 賛助会員拡大をめざして協会活動啓蒙を

## 【長期活動方針】

- 県民局単位に聴覚障害者センターブランチの実現をめざそう
- 会員1,200人達成をめざし、組織強化を
- 社会福祉法人ひょうご聴覚障害者福祉事業協会と連携し兵庫の福祉の充実を
- 「ひょうご聴障ネット」「全国手話研修センター後援会」の会員拡大に向けて協力しよう

【公益目的事業】

《公-1 聴覚障害者の福祉向上のための事業》

(概要)

聴覚障害者の生活支援や文化的活動および手話通訳者等の養成・派遣、一般企業や障害者事業所等を利用されることが困難な障害者に就労、生きがいの場の提供、調査研究等に通じて聴覚障害者の福祉向上を図っている。

(1) 手話通訳者等講師養成事業（定款第4条第2号）

県及び市町村レベルの手話奉仕員・手話通訳者養成講習会の指導者を養成する。

1. 手話奉仕員養成事業講師講習会 奉仕員（仮） 【実技編】

開催期間：6月～平成28年2月のいずれか、夜間（予定）

開催場所：未定

募集定員：10名

2. 手話通訳者養成事業講師講習会 通訳 I or II 【実技編】

開催期間：6月～平成27年2月の予定いずれか、夜間（予定）

開催場所：未定

募集定員：10名

(2) 手話学習会

1. 手話学習会

開催場所以外のろうあ者をお招きした講演会をとおして、地方手話などの学習、情報交換の場として設ける。

開催期間：平成27年10月31日（土）

開催場所：兵庫県内

2. 手話対策部学習会

県内の手話対策部長や関係者が集い、学習や情報・意見交換を行うと共に今後の運動に結びつけていく。

開催期間：平成28年1月～3月

開催場所：神戸

(3) 講師派遣事業

手話講座を主催している団体（学校、手話サークル等）からの要請に応じて、講師を派遣する。

講義内容：①手話とは

- ②聴覚障害者について
- ③聴覚障害者の権利、ろう運動
- ④手話通訳について
- ⑤その他

派遣回数：年間約110回

講師：当協会理事、認定手話通訳者、当協会登録講師

講師研修会：年1回（開催期間：平成28年1月9日（土））

#### （4）手話通訳認定事業

手話通訳者派遣事業の円滑な運営を図るため、実技及び面接などによる選考を行い、合格した手話通訳者を当協会の認定手話通訳者として登録する。

- （ア）募集期間 平成28年1月12日～2月12日
- （イ）実施日及び場所 平成28年2月27日 神戸市内
- （ウ）合格発表 平成28年3月末

#### （5）手話通訳者派遣事業

##### 1. 認定手話通訳者の派遣

行政、団体等の開催する講演会、文化行事、会議、企業等が実施する研修会に主催者や聴覚障害者からの依頼に応じ、手話通訳者を派遣する。

##### 2. 認定手話通訳者研修会の実施

認定手話通訳者の資質・技術の向上及び情報交換等を行うため、研修会を実施する。

#### （6）ろうあ兵庫

聴覚障害者のために幅広く福祉情報を提供するとともに、聴覚障害者に対する理解と啓発を促すため、機関紙「ろうあ兵庫」を発行する。

ア 毎月1回定期的に発行する。

イ 配付先 県下各地区の聴覚障害者の団体に加入する聴覚障害者、購読会員、行政、関係機関等

#### （7）聴覚障害者の福祉の増進のための調査及び研究に関する事業

聴覚障害者の生活及ニーズの把握及び福祉・労働の現状に関する調査、兵庫の手話に関する保存と研究を行う。

【財源】会費・自主財源 【日時・回数】調査期間：約1ヶ月間

【対象】県内在住の聴覚障害者等

(8) ろうあ相談員等研修事業

1. ろうあ者相談員等研修（福祉対策部会議）

聴覚障害者を専門に相談支援に従事する相談員としての専門的知識・技術等の習得や情報交換のための研修会を行う。

【財源】会費・自主財源 【日時・回数】5月、11月、3月（年3回）

【場所】神戸市内 【参加人数】1回毎に約30名 【費用】約8万円

【対象】ろうあ者相談員、各市町身体障害者福祉相談員及び生活相談員等

2. 聴覚障害者事業所連絡会

県内の聴覚障害者支援事業所関係者が集い、情報交換及び意見交換、研修会等を行う。

【財源】会費・自主財源

【日時・回数】情報交換・意見交換会（年4回）、研修会（年2回）

【場所】神戸市内 【参加人数】約20名

【対象】各事業所職員、利用者等

(9) たじま聴覚障害者センター

1. 就労継続支援B型事業

障害者総合支援法のうち就労継続支援B型事業を利用して但馬地域に在住する聴覚障害者のうち、主に高齢者と重複障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、創作活動、生活に関する情報や学習会等の生きがい活動の場と下請作業、施設外就労等の就労の場を提供し、その利用を通して知識及び能力の向上及び就労への移行等の支援を実施している。

【委託元等】国・兵庫県・豊岡市他

【財源】訓練等給付費・請負収入・販売収入・補助金・寄付金

【日時・回数】月曜日～金曜日 9時～17時

【場所】兵庫県豊岡市城南町23-6 【参加人数】定員20名

【対象】一般企業、通常の事業所に利用することが困難な障害者のうち日中の場を必要とする者

2. コミュニケーション事業

但馬地域における聴覚障害者の生活とその福祉の向上のため、手話通訳者等養成および派遣事業を受託して実施する。

【委託元】豊岡市・香美町他 【財源】受託収益 【場所】豊岡市・香美町他

【対象】豊岡市・香美町等在住者

3. 相談支援事業

豊岡市内在住の障害者及び障害児の保護者の意思及び人格を尊重し、利用者等の立場に立った適切な指定計画相談支援を行う。

【委託元等】豊岡市他【財源】受託収益【日時・回数】月曜日～金曜日 9時～17時

【場所】兵庫県豊岡市城南町23-6【対象】豊岡市内在住の障害者、障害児

#### 4. 障害児通所支援事業

児童福祉法のうち、児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業を利用して但馬地域に在住する障害児が児童への日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応訓練、生活向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行う。

【委託元等】豊岡市他【財源】受託収益【日時・回数】月曜日～金曜日10時～17時

【場所】兵庫県豊岡市城南町23-6【参加人数】児童発達支援5名、放課後等デイサービス7名【対象】但馬地域在住の障害児

##### (10) はりまふくろうの家（就労継続支援B型事業）

障害者自立支援法のうち就労継続支援B型事業を利用して、姫路市近郊に在住する聴覚障害者のうち、引きこもりや、就職が困難な人たちに自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように通所による就労の機会を提供し、下請作業や生活に関する情報や学習会等の活動を通じて、その知識及び能力の向上のための訓練等を行うとともに、一般就労等へ移行に向けて支援を実施する。

【委託元等】国・兵庫県・姫路市

【日時・回数】月曜日～金曜日 8:30～16:30

【場所】姫路市東延末2-51中川ビル1F 事業所内・外【参加人数】定員18名

【対象】一般企業、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち日中の場を必要とする者

##### (11) にしのみや聴覚障害者センター（地域活動支援センター事業）

#### 1. 地域活動支援センター

聴覚障害者等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むために日常生活に関する学習、困り事、悩み事の相談、その他の機会の提供などの事業を行うことにより聴覚障害者等の社会参加の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効率的に行う

【委託元等】国・兵庫県・西宮市

【日時・回数】月曜日～金曜日 9:00～17:00

【場所】西宮市馬場市5番7号メゾン・カトー201号室

【参加人数】定員 15 名

【対象】西宮市内及び近隣地区在住の障害者

《公一 2 兵庫県立聴覚障害者情報センター運営事業》

兵庫県立聴覚障害者情報センターの目的と運営

当施設は身体障害者福祉法第34条に定める聴覚障害者情報提供施設の機能を有し、聴覚障害者の社会参加と自立を援助し、生活・文化の向上と福祉の増進をはかることを目的とする。

(ア) 設置

兵庫県・神戸市

(イ) 運営（指定管理者）

公益社団法人兵庫県聴覚障害者協会

(ウ) 設置場所

神戸市灘区岸地通1-1-1 神戸市立灘区民ホール2F

(エ) 開館日及び時間 月、火、水、金、土 午前9時～午後6時

(1) 手話通訳者養成事業

聴覚障害者の福祉に理解と熱意を持って、兵庫県認定手話通訳者を目指す人を対象に、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術等の基本技術の習得並びに障害者福祉の概要、及び手話通訳者の役割・責務等の講座及び講義を行うことにより手話通訳者を養成し、聴覚障害者の社会参加と福祉の増進を図る。

ア 受講資格

手話を駆使して特定の聴覚障害者と日常会話が可能である者

兵庫県認定手話通訳試験（手話通訳者全国統一試験）受験予定者

イ 事業内容

手話通訳Ⅰ 68時間 手話通訳Ⅱ 66時間

到達目標 基本課程を修了し、応用課程において対象の聴覚障害者を理解しながら手話通訳ができる

ウ 募集期間 平成27年5月1日から

エ 開催日時及び会場 通訳Ⅰ：洲本市 通訳Ⅱ：神戸市 実践過程：豊岡市

オ 募集人員 各講座20名

カ 修了者の登録 講座修了者を対象に手話通訳者全国統一試験を実施し、合格者を兵庫県認定手話通訳者としてひょうご通訳センターに登録する

(2) 要約筆記者養成事業

①要約筆記者の養成

聴覚障害者の福祉に理解と熱意を有するものに対し、手話取得の困難な聴覚障害者へのコミュニケーション手段として、身体障害者福祉の概要、要約筆記の役割・責務についての理解と認識を深めるとともに、要約筆記に必要な技術及び基本事項を指導し、聴覚障害者の福祉の増進を図る。



- ア 受講資格 年齢が18歳以上で、兵庫県内に在住もしくは在勤、在学で聴覚障害者の福祉に理解と熱意を有し聴覚障害者への情報保障を行おうとする者であって、開催日程を全て受講可能である者  
要約筆記者養成講座（前期・後期）

イ 事業内容

- ・前期42時間 後期42時間
- ・到達目標 聴覚障害、とりわけ中途失聴・難聴の特性を理解し、配慮して、話し手の話を、速く、正しく、分かりやすく手書き又はパソコンを活用して文字化することにより伝えることができる

- ウ 開催日時及び会場 パソコン要約（後期）：神戸市 44時間  
手書き・パソコン：阪神北 68時間

②フォローアップ講座

講座修了者に対して、統一試験対策及び登録後に現場に対応するためのフォローアップを行う。

③要約筆記者養成カリキュラム対応する講師の養成

聴覚障害者情報文化センター主催の要約筆記者指導者養成講座の受講等により、新しいカリキュラムに対応する講師の養成を行う。

④全国統一要約筆記者認定試験の実施

(3) 盲ろう者向け通訳・介助員養成事業（兵庫県・中核市・政令市）

視覚と聴覚の障害を併せもつ者（盲ろう者）の福祉に理解と情熱を有する者に盲ろう者の通訳及び介助に係る指導を行うことにより、盲ろう者の福祉の増進を図る。

ア 受講資格 兵庫県内に在住・在学・在勤の者

イ 事業内容 指点字・触読手話・ノートテイク・手書きなど、盲ろう者に対するコミュニケーション方法とガイドヘルプ方法の習得

ウ 開催日時 平成27年5月9日から平成27年7月18日まで  
毎週火曜日 午前10時30分～15時30分

エ 開催場所 姫路市

オ 募集人員 40名

カ 修了者の登録 この事業の講座を終了した者の中から通訳・介助員として適切な者を、本人の承諾を得て、准登録通訳者として登録する

(4) 字幕入りビデオライブラリー運営事業

聴覚障害者等に字幕付ビデオライブラリーの貸出を行うことにより、聴覚障害者の知識、教養、娯楽、文化の向上に資する情報提供を図る。

ア 貸出対象者

- 1 身体障害者手帳を所持する兵庫県在住の聴覚障害児者、保護者

- 2 身体障害者手帳の交付を受けていない聴覚障害児者、保護者
- 3 兵庫県内在住の聴覚障害者福祉活動従事者
- 4 聴覚障害者関係の団体、学校及び施設
- 5 その他センター長が必要と認めたもの

#### イ 利用方法

貸出対象2～5に該当する方は、利用制限あり。

- 1 登録の申込 ビデオの貸出を受けようとする人、または団体は、  
所定の「ビデオライブラリー登録申込書」により登録する
- 2 登録者証 登録申込を受けると、内容を審査し登録者台帳に登録して「ビデオ  
交付ライブラリー登録者証」を交付する  
登録後は登録者証の提示により貸出申込を受ける

#### ウ 貸出

- 1 来所による貸出 センター開所時間内(但し、終了時間の30分前まで)
- 2 郵送による貸出 「ビデオ郵送貸受申込書」により受付
- 3 貸出巻数、期間及び利用料金  
1回の貸出巻数は3巻以内、貸出期間は1週間以内  
貸出料金は無料(ただし、返却時の郵送料金のみ利用者負担)

#### (5) 聴覚障害者相談事業

聴覚障害者の多様な相談に対応するための窓口的な役割を担い、各種専門機関と連携を取りながら適切に相談支援をする。

##### ア 聴覚障害者相談窓口の設置

- ・実施日時：週2回10時～18時 ろうあ者相談員による相談

##### イ 移動相談の実施

県下各地域に居住する者の相談に応じるため、各県民局単位に下記のとおり移動相談を実施する。

派遣者	相談員、認定手話通訳者
回数	年9回
全日程時間	10時～16時

#### (6) 聞こえの相談事業

言語聴覚士による聴力測定、補聴器相談ほか、中途失聴難聴者の相談窓口として対応必要に応じて耳鼻咽喉科医師の協力を得る。予約制。

#### (7) こころの相談事業

臨床心理士(聴覚障害者)による心理カウンセリングを主とした相談支援の実施  
月3回(予約制)

(8) 盲ろう者相談事業

盲ろう者支援に長く携わる相談員、精神保健福祉士による相談支援の実施  
月1回：情報センターにて実施、その他、依頼に応じて訪問相談を行う

(9) IT機器活用研修事業

急速に進むIT社会による情報格差を少しでも解消するため聴覚障害者向けのパソコン習得の講習会やパソコンサポート相談を実施し支援していく。

1. IT相談の受付

パソコンの基礎的な操作でお困りの人に相談日を設定のうえ相談員が対応する。  
(聴覚障害者及び盲ろう者対象)

2. 聴覚障害者のためのパソコン講習会の実施

聴覚障害者初心者向けに手話や要約筆記付きの講習会を実施する。

(10) 聴覚障害者向けのビデオの自主制作事業

聴覚障害者の情報ニーズにきめ細かく対応していくため、従来実施してきた、社会福祉法人聴覚障害者情報文化センターのビデオライブラリー共同事業を利用した字幕入りビデオカセットの貸出に加え、独自に聴覚障害者のニーズに即した情報提供ビデオを制作する

1. 聴覚障害者向けビデオの自主制作

2. CS障害者放送「目で聴くテレビ」等への番組提供

(11) 聴覚障害者及び聴覚障害に関する理解促進事業

聴覚障害一般に関する県民の理解を促進するため以下の事業を実施する。

1. パンフレット等の作成

聴覚障害について記載したパンフレットやビラ等を作成・発行する

2. 啓発事業

県民に聴覚障害者への理解を広げるため各講習会を開催するための案内を作成する。

○各講習会の案内ビラ

一般向けの手話講習会（手話奉仕員養成・手話通訳者養成）

要約筆記者養成講習会、盲ろう者介助員養成講習会の案内、聴覚障害者で手話を学びたい人向けの手話講習会手話を知らない聴覚障害者対象）

聴覚障害理解を求めた、聞こえに関するセミナー

センターで開かれる行事などの案内

3. ニュース発行事業

聴覚障害者団体や会員、関係機関にセンターの事業等を情報提供するためのニュースを作成発行する。

#### 4. 聴覚障害者・地域住民交流事業

聞こえや聴覚障害について県民に認識や理解を広めるため「聞こえを学ぶセミナー」はじめ、聴覚障害者文化祭などの交流イベントに県民の参加を促すなど、聴覚障害者への理解に関する啓蒙・啓発を行っていく。

#### (12) 意思疎通支援事業

##### ①要約筆記者派遣事業

聴覚に障害があり、社会生活を営む上で支障がある者等から、必要不可欠な会合等に出席する場合において、円滑な意見の疎通を図るため要約筆記の派遣依頼があった場合に要約筆記者を派遣し、文字による情報保障を行い聴覚障害者の福祉の増進を図る。

##### ア 事業内容

オーバーヘッドプロジェクター等を使用し、対象者が出席する会議、講習会等において要約筆記を実施する

##### イ 派遣対象者

県内に在住、在勤、在学の聴覚障害者で、公的な団体の主催する会議、講習会等でコミュニケーションの手段として要約筆記を必要とする者

##### ウ 派遣区域

原則として兵庫県内に限る

##### エ 派遣申請

要約筆記の派遣を必要とする者は、原則として派遣日の3週間前までにセンター長宛に申し込みをする

##### オ 派遣決定

1. センター長は申請を受理した時は、内容を審査し速やかに派遣の可否を決定する。
2. センター長は要約筆記者養成事業修了者名簿に登録された要約筆記者のうちから派遣可能な者を選定し、依頼するとともに申請者に通知する

##### カ オーバーヘッドプロジェクター等の機器の準備に関しては申請者が用意する

##### ②手話通訳者派遣事業

ア 県内の全県的な聴覚障害者団体が主催する広域的な行事で複数市町から聴覚障害者が参加されるものに対して手話通訳者を派遣する。

##### イ 派遣区域

原則として兵庫県内とする。

#### (13) 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業（県・中核市・政令市）

視覚と聴覚に重複して障害のある者（盲ろう者）に対して、通訳・介助員を派遣し、盲ろう者のコミュニケーション及び移動等を支援することにより、盲ろう者の自立と社会参加を促進する。

ア. 事業内容

通訳・介助を必要とする盲ろう者に対して、指点字・触読手話・ノートテイク・手書きなどによりコミュニケーション及び移動等の支援をする。

イ. 派遣対象者

県内に居住する者で、視覚と聴覚に重複の障害があり、視覚と聴覚の身体障害者手帳を所持する者。

ウ. 派遣区域 原則として兵庫県内

エ. 派遣申請 通訳・介助員の派遣を希望する1週間前までに当センターまで申し込む。

オ. 派遣決定

1. センター長は申請を受理した時は、内容を審査し速やかに派遣の可否を決定する。

2. センター長は名簿に盲ろう者通訳・介助員登録者名簿に登録された通訳・介助員のなかから派遣可能な者を選定し、依頼するとともに申請者に通知する

カ. 登録者の研修会の実施 年6回

(14) 中途失聴難聴者コミュニケーション訓練事業

中途失聴者・難聴者等のコミュニケーション再構築を目的とし、読話（目で口もとを読むことによって言葉を解す、聞き取りの手助けとなる方法）、手話等の講座を実施し、自立と社会参加を図る。

実施会場：兵庫県立聴覚障害者情報センター、豊岡、淡路他 県内7～8か所

(15) ろうあ者社会生活教室開催事業

聴覚障害者が社会生活を営む上で必要な知識、教養を高めるため、ろうあ者社会生活教室を開催する。年6回程度

(16) 盲ろう者生活訓練事業

盲ろう者が日常生活を送る上で必要なコミュニケーション手段（触手話・指点字・点字・手書き）などを身につけるためのコミュニケーションリハビリテーションの実施や必要な訓練を行う。

実施日：集団訓練は毎月第1・2水曜日午後1時～3時、個別訓練は適宜

実施場所：神戸市立総合福祉センター

(17) ひょうご通訳センター事業（全国手話通訳者統一試験事業）

兵庫県認定手話通訳者・公益社団法人兵庫県聴覚障害者協会認定手話通訳者・手話通訳士及び要約筆記者の登録・確保、派遣コーディネート通訳技術研修会及び手話の普及啓発等を行う。各市町の手話通訳者派遣制度との連携を図り全県的な派遣システ

ムの拡充を図る。

<事業内容>

・手話通訳者の登録

全国統一試験の合格者を兵庫県認定手話通訳者として登録を行う  
手話通訳士、兵庫県聴覚障害者協会認定通訳有資格者の登録を行う

・要約筆記者の登録

全国要約筆記統一試験の合格者の登録を行う。

・手話通訳者及び要約筆記者の派遣コーディネート

コミュニケーション支援事業を実施している各市町より依頼を受けてセンターの登録通訳者を派遣する

年間 約500件

・登録通訳者の研修会の実施

手話通訳者研修	初任者研修	年1回
	技術研修会	年2回
	専門研修会	年2回

・要約筆記者研修 技術研修会 年6回

・関係機関に対する啓発活動

市町が実施する手話通訳者・要約筆記者の研修会、登録試験等に講師、及び審査委員を派遣し、聴覚障害者に関する正しい知識、手話通訳・要約筆記制度の望ましいあり方の提案やそれに関する理解を広める

・全国手話通訳者統一試験事業

手話通訳者養成課程修了者に対する手話通訳者全国統一試験を「兵庫県手話通訳者認定試験」と位置づけ、合格者をひょうご手話通訳センターに登録する。また、地域の手話通訳派遣事業の登録試験としても普及をめざす。

実施日	平成27年12月5日(土)
実施場所	神戸市
募集期間	平成27年9月1日～10月10日
受験対象者	手話通訳養成事業修了生、地域の手話通訳者など
合格発表	平成28年3月下旬

・全国要約筆記者統一試験事業

要約筆記者養成課程修了者及び要約筆記奉仕員から要約筆記者に移行をめざす人を対象に試験を実施し、合格者をひょうご手話通訳センターに登録する。また、地域の手話通訳派遣事業の登録試験としても普及をめざす。

実施日	平成28年2月下旬
実施場所	神戸市
募集期間	未定
受験対象者	手話通訳養成事業修了生、地域の手話通訳者など

合格発表 平成28年3月

・けいわん検診の実施

ア. 検診

県下でコミュニケーション支援事業及び関係事業に関わる設置通訳者、派遣事業の登録通訳者、要約筆記者、盲ろう通訳・介助員および聴覚障害者福祉施設で働く職員を対象にけいわん検診を実施する。

西宮会場 1回(20名) 神戸会場 2回(80名)

高砂会場 1回(20名) いずれも調整の上、9月～10月にかけて実施

イ. 結果報告と学習会の開催

受診結果は各市町、事業所の所属長及び個人に通知し、受診者所属長を対象に学習会を開催する。

開催日 平成28年2月中旬(土) 10:00～12:00

会場 兵庫県立聴覚障害者情報センター 会議室

テーマ 「2015年度の受診結果分析と頸肩腕障害の予防方法について」

講師 西淀病院社会医学研究所

(18) 聴覚障害者緊急時情報通信事業

ひょうご防災ネットと連携し、あらかじめ携帯電話やパソコンに登録した聴覚障害者及び手話通訳者、要約筆記者、県民に対し手話・要約ボランティアに防災ネット緊急気象情報や緊急災害情報、情報センターからのお知らせメールを発信するなど、災害時等における聴覚障害者に適した情報伝達手段の一つとして活用する。

1. 登録・研修説明の実施

事業の内容を理解してもらい登録をよびかける。また地域に出向き地域の聴覚障害者や関係者に呼びかけていく。

2. 緊急メールの発信

災害時における聴覚障害者向けの情報発信や被災地聴覚障害者等に対する手話通訳者・要約筆記者等の派遣状況や相談窓口などの情報発信をおこなう。

3. 情報センターからのお知らせメールの発信

センターの事業や行事のお知らせ等を随時発信する。情報発信することで緊急時の情報受診の有無が確認できる。

4. 災害時における情報伝達や救援支援活動の構築

聴覚障害者団体や支援団体と意見交換を行いながら情報伝達や救援支援活動について構築していく。

(19) 情報機器の利用・貸出し事業

聴覚障害者の情報収集・提供やコミュニケーションを支援するため、聴覚障害者が自由に利用できるインターネット接続パソコンを情報提供施設に設置するほか、磁気

ループ、OHP・OHC、モバイルスクリーン、ビデオプロジェクター等の聴覚障害者用情報機器の貸出を行う。

1. CS障害者放送受信機「アイ・ドラゴン」の設置
2. 聴覚障害をサポートする機器の展示
3. コミュニケーション支援機器の貸出し

主に聴覚関係団体などに対し機器の貸出しを行う

OHP・OHC・モバイルスクリーン・プロジェクター等

#### (20) 難聴者教室事業

中途失聴者・難聴者等を対象に、社会参加促進を目的とした生活・教養等の学習会を開催する。

実施会場：豊岡 他

#### (21) 聴覚障害者災害対応訓練事業

1. 県合同防災訓練の推進

兵庫県合同防災訓練の参画と地域の聴覚障害者に呼びかけ参加を促すと共に災害時の聴覚障害者への情報提供や支援体制についての構築を行う

2. 聴覚障害者災害支援ハンドブックの普及

災害時に聴覚障害者が困ること、避難所で聴覚障害者に対しどのような支援が必要かをまとめたハンドブックを広める

3. 地域の聴覚障害者の防災対策についての提言

#### (22) 意思疎通支援人材の養成事業

障害者総合支援法の施行に伴い、地域生活支援事業の必須事業となる意思疎通支援事業の手話奉仕員養成事業及び手話通訳者養成事業の実施に必要な講師を養成する。

1. 手話通訳Ⅰステップアップ講座の開催
2. 手話通訳Ⅱ講師養成講座の開催（三田会場・神戸会場）

#### (23) 手話普及啓発のための手話講座（入門編）

医療機関、消防署、公共交通機関など、聴覚障害者とコミュニケーションをはかる必要性の高い公的機関等の職員及び県民を対象として、手話の基礎を楽しく学んでもらい、職務の中で聴覚障害者のコミュニケーション支援につなげてもらうことを目的をして開催する。

但馬地域10回（定員30名）、但馬以外10回（定員50名）



【収益事業等】

≪収-1 出版物等普及事業≫

(概要) 聴覚障害・手話に関する書籍や商品を仕入・制作し販売し、聴覚障害者への理解の普及に努める。

(1) 出版事業

手話や聴覚障害者に関する書籍(DVDなどの映像物含む)の啓発・普及を行い、手話に対する理解を広める。

出版物は(一財)全日本ろうあ連盟等が出版しているものの他に、当協会の独自出版本も含まれる。

(2) 事業部(用具の販売やイベント企画実施等)

聴覚障害者用福祉用具や関連商品の販売・普及、また聴覚障害者および関係者向けのイベント等を企画・実施する。

1. 「自動販売機設置事業」 当協会・関連団体、また協力していただける団体・企業などの敷地に、自動販売機を設置する。

【設置台数】3台(10台以上設置でデザイン変更可。手話や聴覚障害者への理解普及をもとめるものとする)

【年間収益見込み】約15万円

2. 「映画『ゆずり葉』学校等上映事業」

聴覚障害や手話についての普及・啓発のため、(一財)全日本ろうあ連盟が製作した映画『ゆずり葉』を、県内の学校、団体、企業等に対して上映を行う。

【上映件数】3件(見込み・前年度実績1件) 【累計観客数】1,000人

3. 「要約筆記用OHPロール販売事業」

要約筆記の活動の普及のため、OHPロール紙を販売。

【販売実績】約800本(平成22年度) 【収益見込み】2万~3万円

【対象者】県内で要約筆記活動をしている団体、行政

4. 「補聴器用電池販売」

補聴器用の特殊な電池を各種販売。

【販売価格】1000円 【販売実績】50パック(平成22年度)

【収益見込み】約2万円

5. 「筆談器販売」

聴覚障害者と会話する際に、必要とする筆談器を各種販売。

【販売実績】約30個（平成22年度実績） 【収益見込み】3万円

【購入目的】聴覚障害者との会話、行政・企業などの窓口 等

6. 「防災に関する非常持ち出し袋販売」

災害時、自ら防災用品を用意することが困難な聴覚障害者に対して必要な非常持ち出し品を販売する。

【販売価格】10,000円 【目標販売数】100袋 【収益見込み】10万円

7. 聴覚障害者および関係者向けの イベント企画を行うため、物品販売等を実施する。

【日時・回数】6月～3月 全6回

【対象者】聴覚障害者等活動をしている団体

【収益見込み】約6万円

《収-2 ひょうご聴覚障害者介護支援センター運営事業》

（概要）介護保険法に基づく訪問介護（ヘルパーの派遣）・居宅介護支援、障害者総合支援法に基づく訪問介護を行い、高齢・重複聴覚障害者の在宅生活での困難な面を支援することを目的とする。

また、行政や関係者に聴覚障害の理解・啓発を行う。

（1）介護保険法に基づく（予防介護）訪問介護事業

介護保険法に基づく要介護・要支援認定の高齢聴覚障害者等を対象に手話等でコミュニケーションができる訪問介護員が居宅を訪問して、入浴、排泄、食事介助等の身体介護、調理、掃除、洗濯等の生活介助を行う。また必要に応じて代筆や代読なども行い、利用者の意思を尊重した介護を行う。

また、県内各地で派遣できるように、登録ヘルパーの拡大・呼びかけを行う。

登録ヘルパーの資質・技術の向上及び情報交換等を行うため、ヘルパー会議以外に研修会を年4回ほど実施する。

【派遣対象地域】県下全域 【派遣日】利用者のニーズに合わせて派遣

（2）介護保険法に基づく居宅介護支援事業

介護支援専門員（ケアマネジャー）が居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、それに基づき介護サービスの提供が確保されるように各介護サービス事業所等との連絡調整を行う。

利用者のニーズに応じて聴覚障害者のケアマネジャーが介護保険について説明、認定調査の申請について代行等の支援を行う。

【派遣対象地域】 県下全域

(3) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業

【派遣対象地域】 県下全域 【派遣日】 利用者のニーズに合わせて派遣

1. 居宅介護

障害程度区分1以上の重複聴覚障害者に、手話等コミュニケーションができる訪問介護員（ホームヘルパー2級以上）がその居宅で、入浴・排泄・食事の介護等の援助を行う。

2. 重度訪問介護事業

障害程度区分4以上の、常時介護を必要とする重複聴覚障害者に、居宅においての入浴・排泄・食事の介護、乗降介助、家事援助、見守りを行う。

3. 同行援護事業

盲ろう者への「移動の支援」を安全かつ快適に行い「視覚情報の提供」、「代読・代筆」を行う。盲ろう者の理解とコミュニケーション技術向上のために学習機会をもつ

(4) 利用者拡大・事業普及の取り組み

1. 当法人会員や手話関係者を対象とした、介護保険制度、ホームヘルプサービス等の正しい情報を周知・理解して頂くための学習会を開催する
2. 地域協会と連携をし、行政や介護・障害事業所・地域包括支援センター・障害者地域生活支援センターなどに、聴覚障害者支援には手話などのコミュニケーション手段を用いる事が必要不可欠であることの理解を促す
3. 地域に埋もれている聴覚障害者の発掘を地域協会と連携をして行う。またそれぞれのニーズ・要求をつかみ、今後の事業展開の検討を行い、支援できる幅を拡大する

《他ー1 会員・関係団体相互扶助事業》

(概要)

(1) 青年部

聴覚障害青年に対する社会一般の認識を深め、その社会参加を促進するため、聴覚障害者の福祉の推進に関する事業を行い、社会福祉の発展に寄与することを目的とする。

- (1) 兵庫県ろうあ青年研究討論会等、養成・指導に関する事業
- (2) 兵庫県ろうあヤングレクリエーション等、文化・レク活動に関する事業
- (3) 青年講座等、福祉の推進に関する事業の調査及び研究
- (4) ろうあ兵庫の青年のページ作成等、聴覚障害青年に対する広報、啓発に関する事業
- (5) 会員同士の相互交流のための事業
- (6) その他目的を達成するために必要な事業

【日時・回数／場所／参加人数／対象／費用】

ア、青年部総会

年に1回／神戸市内／約100名／役員・常任委員・一般会員

イ、常任委員会

年に6回以上／兵庫県内／16名／役員・常任委員

ウ、第27回兵庫県ろうあヤングレクリエーション

年に1回／神戸／約100名／役員・常任委員・一般会員

エ、第35回兵庫県ろうあ青年研究討論会

年に1回／西宮／約100名／役員・常任委員・一般会員

オ、ろう子どもふれあい企画

年に1回／神戸市内／約30名

カ、青年のススメ

年に1回／未定／約50名／役員・常任委員・一般会員

キ、スポーツ部との合同企画

年に1回／未定／約50名／役員・常任委員・一般会員

ク、その他

兵聴協発行の機関紙『ろうあ兵庫』に青年部ニュースで掲載およびインターネットブログ更新。

(2) 女性部

<平成27年度活動方針>

1. ひとりぼっちのろうあ女性をなくしていきましょう。
1. ろう女性に関わる全国・近畿・県・市等の大会や学習会に積極的に参加して知識を高めていきましょう。
1. 三専門部（高齢部・女性部・青年部）で情報交換に努めましょう。
1. 第35回兵庫県ろうあ女性のつどいへ積極的に参加しましょう。

<平成27年度事業計画>

**兵庫県聴覚障害者協会女性部**

- 平成27年4月12日（日） 第38回女性部定期総会（神戸市立勤労会館）  
平成27年5月24日（土） 社会見学（滋賀県近江八幡方面）  
平成27年9月5日（土） 第35回兵庫県ろうあ女性のつどい（神戸市内予定）  
6日（日） 同上 プチグルメ巡り（六甲ハーブ園予定）  
平成27年10月18日（日） 社会生活教室『女性セミナー』／女性部会（場所未定）  
平成28年1月11日（月祝） デフ女子会（新年会）

**近畿ろうあ連盟女性部**

- 平成27年 4月25日（土） 第1回本部委員会／代議員会&総会  
（大阪府谷町福祉センター）  
平成27年 6月27日（土） 第2回本部委員会／座長・助言者・通訳者・記録者の打合せ会（奈良）  
平成27年 7月11日（土） 大学習会（奈良県奈良市予定）  
平成27年 7月12日（日） 第45回近畿ろうあ女性フォーラム（奈良県橿原市）  
平成27年11月28日（土） 代議員会・報告会（大阪府谷町福祉センター）  
平成28年 3月（予定） 第3回本部委員会（場所未定）

**一般財団全日本ろうあ連盟女性部**

- 平成27年10月23日（金）～25日（日） 第45回全国ろうあ女性集会  
（富山県富山市）  
平成28年 1月29日（金） 第40回全国委員会（千葉県千葉市）  
平成28年 1月30日（土）～31日（日） 第42回幹部研修会（千葉県千葉市）

（3）高齢部

高齢部会員相互の親睦と人格の発展並びに高齢聴覚障害者福祉の向上に寄与することを目的とします。

<平成27年度活動方針>

1. 一人ぼっちのろうあ高齢者をなくし、生きがいのある社会を作りましょう。
2. ろうあ高齢者が安心して、生活できる環境を作りましょう。
3. 情報交換し、積極的に学習や研修会に参加して、知識を深めましょう。
4. 県ろうあ高齢部の五大大行事に積極的に参加しましょう。

- (ア) 2015社会見学
- (イ) 第29回兵庫県ろうあ敬老会
- (ウ) 第5回こうれいしゃ講演会
- (エ) 第11回兵庫県ろうあ高齢者グラウンドゴルフ大会
- (オ) 一泊二日の旅
- (カ) 2016年度近畿ろうあ高齢者大会（IN兵庫）に向けた準備

【事業】

- 高齢部総会 ⇒平成27年4月11日（神戸）
- 2015社会見学 ⇒未定
- 第29回兵庫県ろうあ敬老会 ⇒平成27年9月20日（神戸）
- 第5回こうれいしゃ講演会 ⇒平成27年9月20日（神戸）
- 第11回兵庫県ろうあ高齢者グラウンドゴルフ大会 ⇒未定
- 一泊二日の旅 ⇒平成28年2月19日（金）～20日（土）

〈近畿〉

- 9月26日（土）～27日（日）
- 第35回近畿ろうあ高齢者大会&第25回GB競技大会（滋賀）

〈全国〉

- 6月13日（土） 第63回全国ろうあ者大会・高齢者のつどい（群馬）
- 9月2日（水）～6日（日） 第27回全国ろうあ高齢者大会&第29回GB競技大会  
&第6回GG大会（北海道）

（4）スポーツ部

兵庫県一円のろうあ者がスポーツを通じて体位の向上を図り、かつ相互の信頼・協調の精神を培うことにつとめ、社会人として的人格形成に寄与することを目的とする。

- 1 文化・レクリエーション・スポーツ活動などに関する事業
- 2 デフスポーツクラブの普及、啓発に関する事業
- 3 ろうあ者の体力、体位と健康の増進にする事業
- 4 その他前条の目的を達成するために必要と認める事業

【日時・回数／場所／参加人数／対象／費用】

①総会

年に1回／神戸市内／約30名／スポーツ部役員・常任委員／交通費実費

②役員会

年に4回以上／兵庫県聴覚障害者協会事務所／スポーツ部役員／交通費実費

③クラブ連絡会

年に約2回／神戸市内／約20名／スポーツ部役員・クラブ・チーム代表者

④その他

兵聴協発行の機関紙『ろうあ兵庫』にスポーツ部ニュースで掲載およびインターネットブログ更新。

(6) 国際手話講座

聴覚障害者の国際言語である国際手話の普及。国際手話を学び、外国への関心を向け、グローバルな視点、幅広いコミュニケーション能力を身につけるため、講座を実施する。

【日時・回数】6月～3月 1回

【受験人数】約50名

(7) スポーツふれあい

スポーツ・レクリエーションを通して、手話を学ぶ健聴者と聴覚障害者との交流と理解を深めるとともに、体力向上と健康増進に努める。

(ア) 日 程 平成27年 月 日<<未定>>

(イ) 会 場 未 定

(ウ) 参加人数 約50名

(8) 第11回兵庫県ろうあ者文化祭

兵庫県内に住む聴覚障害者の文化を広く一般に公開し、交流することによって聴覚障害者の文化と福祉の向上を目指す。

(ア) 日 程 平成27年9月27日(日)

(イ) 会 場 灘区民ホール・兵庫県立聴覚障害者情報センター・都賀川(河川敷公園)

(ウ) 参加予定人数 500名

(9) 第1回 兵庫県ろうあ者討論集会

兵庫県のろうあ者が一堂に会し、ろうあ者に関する諸問題の解決や効果的な取り組みを図るために、集団学習生活を通じて自身の研鑽と参加者同士での相互連帯を深めていく。

(ア) 日 程 平成27年11月7日(土)～11月8日(日)

(イ) 会 場 未定

(ウ) 参加予定人数 200名

(10) 第33回兵庫県ろうあ者大会

兵庫県下の聴覚障害者が一堂に集い、聴覚障害者福祉の充実、社会的地位の向上をはじめ聴覚障害者相互の信頼と連帯を広め、更なる福祉・文化の発展を図る。

(ア) 日 程 平成27年6月21日(日)

(イ) 会 場 豊岡市民会館

(ウ) 参加予定人数 300名

(11) 第42回兵庫県ろうあ者新年大会兼成人祝いのつどい

新しい年を迎えたことを喜び、新成人及び干支生まれの人をお祝いし、記念式典・アトラクション等を楽しみながら、聴覚障害者相互の親睦を図ると共に、社会に対して聴覚障害者の理解を深めることによって啓蒙を促す。

(ア) 日 程 平成28年1月17日(日)

(イ) 会 場 姫路市

(ウ) 参加予定人数 500名

(12) 兵庫県ろうあ者ソフトボール大会

県下各地区対抗のソフトボール大会を行い、心身の健康とスポーツ活動の推進に努める。

(ア) 日 程 平成27年9月13日(日)

(イ) 会 場 未定(輪番制:丹有ブロック担当)

(ウ) 参加予定チーム及び人数 6チーム以上、約70名

(13) 幹部養成研修会

県下各地区の聴覚障害者団体の役員及び当協会理事の資質の向上を図るため、次のとおり研修会を開催する。(年2回)

(ア) 日 程 平成27年7月20日(月・祝)

平成28年3月21日(月・祝)

(イ) 場 所 神戸市内(予定)

(ウ) 参加予定人数 100名

【管理部門】

(1) 理事会

5月、6月、8月、10月、12月、平成28年1月、2月、3月

計8回開催

(2) 総会



年1回開催 平成27年6月20日（土）豊岡市（第4回総会）

(3) 事務局

協会の実務全般のとりまとめを行う。

【関連団体・各種委員会等への協力および派遣】

(1) 聴覚障害者の医療を考える会

「いのちを考える会」を定期的で開催し、病気の予防、体力増進、健康管理など医療の知識を高める。

- (ア) 日 程 隔月 第3木曜日 18時30分から20時30分まで
- (イ) 会 場 あすてっぷ神戸
- (ウ) 参加予定人数 20名

(2) ろう教育フォーラム兵庫集会

兵庫の聴覚障害教育の向上を目指して、聴覚障害者と保護者、教職員及び手話関係者などが一堂に会し、聴覚障害教育のさまざまな実践や問題、課題を話し合うことにより、聴覚障害教育の発展に寄与することを目的とする。

- (ア) 第17回ろう教育フォーラム兵庫集会
- (イ) 平成27年 7月 25日（土）
- (ウ) コミュニティセンター黒田庄地区会館（黒っこプラザ・西脇市）（予定）
- (エ) 100名（予定）

(3) 第29回近畿ろうあ者将棋大会

近畿各府県協会の将棋愛好者が集い、将棋を通じて腕を競いながら交流を深めることを目的とする

- (ア) 日 程 平成27年 7月19日（日）
- (イ) 会 場 兵庫県立聴覚障害者情報センター
- (ウ) 参加予定人数 40名

(4) 手話通訳制度化推進委員会

手話通訳が制度として確立され、行政及び各機関に設置されることを目的とし手話通訳にかかわる情報交換をし、問題対策などについて討議する。

- (ア) 委 員 当協会、支援団体の代表者
- (イ) 会議日程 毎月第4金曜日 19時から21時まで
- (ウ) 学 習 会 年1回開催

(5) 兵庫手話健康対策委員会

頸肩腕障害に対する正しい知識と理解を得るために学習強化を図り、予防対策を考える。

- (ア) 委 員 当協会、支援団体の代表者
- (イ) 会議日程 毎月第2月曜日 19時から21時まで
- (ウ) 学 習 会 年2回開催

(6) 災害対策委員会

阪神・淡路大震災や台風23号水害等の聴覚障害者救援活動や全国各地の実践例をふまえ、災害時の聴覚障害者に対する救援支援体制の構築や防災について考える。

- (ア) 委 員 当協会、支援団体の代表者
- (イ) 会議日程 月1回 第2月曜日

(7) 労働連絡会

聴覚障害者を取りまく就労問題について情報を交換するとともに、その就労問題の解決に向けて労働環境を整備する。

- (ア) 委 員 当協会理事、支援団体の専任通訳者  
(手話協力員、障害者支援専門員、障害者職業相談員等)
- (イ) 会議日程 年3回

(8) 手話研究プロジェクト

「平成の合併」を機に、実際に各地で使われている、地名手話の手話表現を確認、研究をするとともに、情報提供を行う。また、「兵庫の手話」の発行及びDVD化の取り組みも含めて検討をする。

- (ア) 委 員 当協会理事、各協会手話対策部担当者
- (イ) 会議日程 年3～4回

(9) 代表者の派遣

1. 聴覚障害者センター運営協議会

兵庫県立聴覚障害者情報センターの運営安定や事業拡充について意見交換や支援を行う

- (ア) 委 員 県、神戸市の聴覚障害者団体及び支援団体の代表者
- (イ) 会議日程 1～2か月に1回（第2水曜日）

2. 聴覚障害者制度改革推進兵庫本部

障害者自立支援法を撤廃し、私たち障害者当事者が参画し、暮らしやすい新法を確

立し、進めていく事を実現させる為に意見交換や取組を行う

(ア) 委 員 兵庫県の聴覚障害者団体及び支援団体の代表者

(イ) 会議日程 ほぼ月に1回

(10) ひょうご聴障ネット

兵庫県下の聴覚障害に関する事業を行っている県立聴覚障害者情報センターや各地の聴覚障害者センター、介護支援センター、聴覚障害者関連事業所、特別養護老人ホーム「淡路ふくろうの郷」、これからできる各地の「聴覚障害者のための地域生活支援センター」など、県下の聴覚障害に関する福祉事業への支援を行うとともに、その対策、情報収集、運動等を行う。

(ア) 委 員 兵庫県の聴覚障害者団体及び支援団体の代表者

(イ) 会議日程 毎月第3木曜日 19時から21時まで

(ウ) 学 習 会 年2回開催

(11) 手話通訳者の団体との連携

兵庫県手話サークル連絡会、兵庫手話通訳問題研究会と当協会との連携を密にするため、次のとおり連絡会議、研修会を開催する。

(ア) 四団体事務局会議

各団体の3役が集まり、月1回開催する。

(イ) 三団体合同会議

各団体の役員が集まり、年3回以内開催する。

(12) 各種大会、研修会への協力および派遣

(ア) 県内の各種身体障害者に関係する大会への協力

・兵庫県くすの木学級運営委員会への協力（兵庫県教育委員会）

年2回（神戸）

(イ) 近畿及び全国ろうあ者大会への協力と代表派遣

- ・第63回全国ろうあ者大会 平成27年 6月12～14日（群馬）
- ・第65回近畿ろうあ者大会 平成27年10月 4日（滋賀）
- ・第29回近畿ろうあ者将棋大会 平成27年 7月 19日（兵庫）
- ・第32回近畿手話通訳問題研究討論集会 平成27年12月12～13日（大阪）
- ・第48回全国手話通訳問題研究集会 平成27年 8月21～23日（三重）
- ・第27回ろう教育を考える全国討論集会 平成27年 8月 1～2日（大阪）

【公益社団法人兵庫県聴覚障害者協会 平成27年度事業計画書】

- ・第25回ろう教育近畿フォーラム 平成28年 2月 日 (滋賀)
- ・第42回近畿ろうあ者体育大会 平成27年 5月23～24日 (奈良)
- ・第36回近畿ろうあ高齢者研修会 平成27年 9月 日 (滋賀)
- ・第45回近畿女性フォーラム 平成27年 7月 12日 (奈良)
- ・第49回全国ろうあ者体育大会 平成27年 9月18～20日 (京都)
- ・第47回近畿ろうあ青年研究討論会 平成27年10月10～11日 (和歌山)
- ・第19回全国聴覚言語障害者福祉研究交流集会  
平成27年11月21～22日 (兵庫)
- ・第15回全国ろうあ者将棋大会 平成28年2月 (未定)
- ・2015年度全国福祉担当者会議 平成27年8月 22日 (三重)
- ・2015年度近畿ろうあ者労働福祉フォーラム平成27年 8月 1日 (奈良)
- ・第21回近畿けいわんフォーラム 平成27年11月 3日 ( )
- ・第27回近畿手話サークルフォーラム 平成28年 3月 27日 (滋賀)
- ・第31回近畿ろうあヤングフェスティバル平成27年 9月 日 (京都)

(ウ) 全日本ろうあ連盟、近畿ろうあ連盟の役員会などへの代表派遣

- ・第66回全日本ろうあ連盟評議員会 平成27年 6月12～13日 (群馬)
- ・第26回全国専従職員研修会 平成27年10月29～31日 (新潟)
- ・出版物対策研究会議 平成27年10月29～30日 (新潟)
- ・第20回職業安定所手話協力員等研修会兼ろうあ者労働問題フォーラム  
平成28年 1月の予定 (未定)
- ・近畿ブロック幹部研修会 平成28年 1月23～24日 (兵庫)
- ・近畿ろうあ連盟評議員会 平成28年 1月 24日 (兵庫)
- ・近畿ろうあ連盟代表者協議会 平成27年 4月 29日 (大阪①)  
平成28年 1月 23日 (兵庫②)